

## 秀明大学 GPA 制度に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、本学におけるグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)制度による評価について必要な事項を定め、厳正かつ適正な成績評価を通じて、学生の自律した学修活動と教員のきめ細やかな履修指導を推進し、教育の質の向上を図ることを目的とする。

### (評価等)

第2条 学生が履修した授業科目の成績の評定、評点およびグレード・ポイント (GP) は、次表のとおりとする。

評定		評点	単位認定	GP
S	Outstanding	90~100	合格認定	4
A	Excellent	80~89		3
B	Good	70~79		2
C	Average	60~69		1
D	Fail	0~59	不可	0
F		—	不可 (成績評価に至らない)	

2 学生が他大学等で履修した授業科目等について、本学における履修とみなし単位を与える場合、評定は「認定」とする。

### (GPA の算出)

第3条 GPA は、次の式により算出するものとする。小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{GP} \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{履修登録単位数}}$$

2 GPA は、特に定めのないかぎり在学中の各学期を通算して算出する累積 GPA とする。

### (対象授業科目等)

第4条 本学で単位認定する全ての授業科目を GPA の対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、GPA の対象外とする。

- (1) 学生が他大学等で履修した授業科目
- (2) 合格および不合格で成績を表示する科目

(GPA の利用)

第5条 GPA は、次の各号に掲げる基準として利用する。

- (1) 卒業者成績優秀者の選出基準
- (2) 看護学部の保健師課程履修者の選出基準
- (3) 学修指導を経て尚状況の改善が認められない学生への退学勧告基準

(改廃)

第6条 この規程の改廃は学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月30日)

この規程は、令和5年9月30日から施行する。